

小浜市地域包括支援センター業務委託企画提案募集要項

1 趣旨

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮ることができるよう、心身の健康の保持および生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増強を図り、包括的に支援していく中で、地域包括ケアを推進することを目的とする。

現在、小浜市（以下、「市」という。）では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に基づき、市内2か所に設置しており、その内1か所を市内の社会福祉法人に委託しているが、民間の専門性と市の統括調整機能を活かした相談支援業務等、更なる充実および機能強化に向けて、もう1か所についても民間設置とするため、包括運営業務の受託を希望する法人を募集するものである。

2 件名

小浜市地域包括支援センター業務委託

3 委託する日常生活圏域

担 当 地 区	第1号被保険者数
小浜地区、雲浜地区、西津地区、 内外海地区、加斗地区	4, 6 3 6 人 (令和7年4月1日現在)

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（受託候補先決定の日から令和8年3月31日までの期間は受託業者が本委託業務の準備を行う期間とする）

※運営状況が良好であると市が判断した場合、次年度以降についても契約を継続する。

5 業務内容

準備期間については、業務に係る引継ぎ、個別訪問や研修等開設の準備に必要と認められる業務を行う。

委託する業務について、詳細は別に定める小浜市地域包括支援センター業務委託仕様書を参照すること。

なお、委託する業務のほか、指定介護予防支援事業者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の22）の指定を受け当該業務を行うこと。

6 運営経費

○準備期間および事業委託期間

市からの委託料による収入（予算の範囲内で市長が定める額）および介護予防支援費で賄うこととする。

(1) 委託料

委託料は、22, 617千円を上限とする。ただし精算額が、市が示した上限額を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

なお、委託料には3職種の人件費のほか、地域包括支援センター準備および管理運営に要する事務費を含む。

(2) 介護予防支援費（指定介護予防支援業務）

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費は、受託者の収入とするため、受託者が独自に職員を雇用すること。

7 参加資格要件

本公募に参加できる者は、市内に介護保険事業所を有する法人であって、かつ、下記の条件の全てを満たし、委託業務を公正、中立、効率的に実施することができる法人とする。

- ① 小浜市地域包括支援センター業務委託仕様書に記載されている、運営に必要な人員が確保されているかまたは令和7年12月26日までに確保予定であること。
 - ② 市内に地域包括支援センターを運営する施設および設備等が設置されているかまたは令和7年12月26日までに設置予定であること。
 - ・応募にあたっては、設置場所について他法令での手続きの必要性などを確認すること。（例：都市計画法、農地法等）
 - ・事業所の設置場所は、委託する日常生活圏域内の交通の便の良い場所とし、高齢者やその家族などが相談できるスペースを確保できること。
- ※事業所の確保が容易でない場合には、市は相談に応じる。その場合、様式5 提案書【運営体制について】1 ①～⑤については空白を認める
- ③ 居宅介護支援事業等の介護保険サービスについて、提供実績があること。
 - ④ 法第115条の22第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ⑥ 納期限の到来している国税および地方税を完納していること。※納税証明書貼付
 - ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
 - ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

8 スケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 公募開始 | 令和7年4月28日（月） |
| ② 質問受付・締切 | 令和7年4月28日（月）～5月16日（金） |
| ③ 質問回答期日 | 令和7年5月23日（金） |
| ④ 参加表明書締切 | 令和7年5月30日（金） |
| ⑤ 提案書等の提出期限 | 令和7年6月6日（金） |
| ⑥ 審査委員会（プレゼンテーション） | 令和7年6月27日（金） |
| ⑦ 審査結果の通知 | 令和7年7月4日（金） |
| ⑧ 契約締結 | 優先交渉権者との協議成立以降 |
| ⑨ 業務引継ぎ | 令和8年1月～3月 |
| ⑩ 業務開始 | 令和8年4月1日（日）～ |

※スケジュールは変更する場合がある

9 実施要項等の配布

公募に関する資料、様式等は小浜市ホームページに掲載する。

10 質問の受付および回答

実施要領等について質問がある場合は、電子メールで次のとおり受け付ける。

- (1) 質問の受付
 - ① 提出書類 質問書（様式10）
 - ② 受付期間 令和7年4月28日（月）～5月16日（金）正午必着
 - ③ 提出方法 電子メール（口頭による質問は受付しない。）
 - ④ 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ
- (2) 質問に対する回答

- ① 回答期日 令和7年5月23日（金）
- ② 回答方法 質問とそれに対する回答を小浜市公式ホームページにて回答する

1.1 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1）
- (2) 提出期限 令和7年5月30日（金）午後5時必着（当日消印有効）
- (3) 提出方法 持参または郵送。受け取った場合は、後に表明書に記載のあるメールアドレスに受け取りした証を送信する
- (4) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ

1.2 提案書等の提出

- (1) 提出書類等

【提出書類】

様式	内 容
様式2	法人概要
様式3	法人の活動実績
様式4	提案書
様式5	提案書（センター運営）
様式6	提案書（人員体制）
様式7	提案書（事業計画）
様式8	提案書（リスク管理）
様式9	提案書（収支予算計画）

【添付書類】

1	法人の登記簿謄本：応募3ヶ月以内に発行されたもの（写し可）
2	定款：最新のもの（写し可）
3	法人の直近の3年分の財務状況に関する書類（貸借対照表、事業活動計算書等）
4	法人の組織および役員に関する事項を記載した書類

- (2) 提出部数 11部（正本1部、副本10部（複写可））
- (3) 提出期限 令和7年6月6日（金）午後5時必着（当日消印有効）
- (4) 提出方法 持参または郵送。受け取った場合は、後に表明書に記載のあるメールアドレスに受け取りした証を送信する
- (5) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ

1.3 審査方法等

提案の審査は、小浜市地域包括支援センター業務委託企画提案審査委員会において、下記の評価基準に基づき行う。

- (1) 審査委員会（プレゼンテーション）

- ①開催日 令和7年6月27日（金）
詳細については、参加表明書に記載されたメールアドレスに通知する
- ②開催場所 小浜市健康管理センター 2階ホール
- ③出席者 会場出席2名以内
- ④実施時間 45分（提案説明時間30分以内、質疑応答15分以内）
- ⑤実施方法 プレゼンテーションは提案書を基に行うこととし、当日の追加資料の配布等は認めない

- (2) 審査方法

提出書類およびプレゼンテーションにより、評価基準に基づき採点を行なう。総合評価点において、市の定める基準点数を満たし、かつ、最も点数の高い提案者を優先交渉権者として選定する。

【評価基準】

項 目	評 価 基 準
法人概要	・ 法人理念・運営方針、組織構成から委託に適した法人であるか。
	・ 安定的、継続的に法人運営が可能な財政基盤があるか。
法人実績	・ 地域包括支援センターの運営に活かせる事業実績があるか。
	・ 指定介護予防支援事業所業務の実施に活かせる実績があるか。
基本理念	・ 地域包括支援センターの基本的な機能・役割、地域の特性を考慮した運営方針であるか。
設置・体制	・ 高齢者にわかりやすく、利用しやすい配慮があるか。
	・ プライバシーが確保できる相談スペースが整備されているか。
	・ 夜間等時間外の相談、対応体制が整えられているか。
	・ 苦情に対して、適切な処理ができる体制を整えているか。
人材確保	・ 地域包括支援センター運営に必要な３職種（保健師（地域保健の経験のある看護師）・社会福祉士・主任ケアマネジャー）が確保でき、欠員が生じた場合は速やかに対応できる体制であるか。
	・ 職員の資質向上に向けた人材育成が行われているか。
業務内容	・ 高齢者への適切な相談支援や、ネットワーク構築に取り組む姿勢がうかがえるか。
	・ 他の地域包括支援センターと連携し、高齢者支援を充実させていく意欲がうかがえるか。
	・ 高齢者虐待への対応や、成年後見制度活用促進に取り組む姿勢がうかがえるか。
	・ 市内の介護支援専門員の支援やネットワークづくりに向けた取り組みが期待できるか。
	・ 地域ケア個別会議を開催し、高齢者の自立支援や地域課題の発見に取り組む姿勢がうかがえるか。
	・ 介護予防ケアマネジメント業務および指定居宅介護支援事業者への委託業務を適切に行うことができるか。
リスク管理	・ 事故・災害等の緊急時の対応が検討されているか。
	・ 個人情報の取り扱いについて適正かつ安全に管理できる体制を整えているか。
	・ 感染症に対する予防対策が検討されており、マニュアル等が整備されているか。

(3) 審査結果

審査結果は、決定後に参加表明書に記載されたメールアドレスに通知する。

(4) 優先交渉権者

(2)の審査により優先交渉権者として選定された提案者と、契約の交渉を行なう。ただし、当該交渉が不調となったときは、審査による採点の結果が上位の者から順に契約交渉を行なう。

1 4 提案書等の取扱い

(1) 提出された提案書等は、返却しない。

(2) 提出された提案書等は、本業務の受託者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

(3) 提出された提案書等は、本業務の受託者の選定目的以外に提出者に無断で使用しない。

15 その他

- (1) 当該プロポーザルに係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書および提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。
- (5) 提出期限以降の参加表明書および提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。
- (6) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式11）を提出すること。

16 問合せ先

〒917-0075 福井県小浜市南川町4-31
小浜市健康管理センター内 高齢者支援センターいきいき
小浜市地域包括支援センター 担当 芝田、宮島

業務対応時間：平日 8時30分～17時15分
連絡先TEL：0770-64-6015（直通）
電子メール：sien@city.obama.lg.jp